

## 第21回釧路地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成23年2月21日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 開催場所

釧路地方裁判所5階第1会議室

### 3 出席者等

#### (1) 出席委員

浦田 満 （釧路市漁業協同組合）  
小野塚聰 （釧路弁護士会）  
小瀬 泰 （阿寒農業協同組合）  
小西 洋 （釧路地方裁判所）  
佐久間邦夫（釧路地方裁判所）  
佐藤孝子 （釧路更生保護女性会）  
佐渡正幸 （釧路司法書士会）  
神野照敏 （釧路公立大学）  
高橋 滋 （釧路商工会議所）  
武野伸二 （北海道新聞社釧路支社）  
花田善廣 （北海道建築士事務所協会釧路支部）  
水野谷幸夫（釧路地方検察庁）

#### (2) 欠席委員

岩隈敏彦（釧路市役所）

#### (3) 裁判所（説明者）

金子大作（刑事部総括判事）  
長沼省三（刑事首席書記官）  
津幡恭行（事務局長）

#### (4) 庶務

宮木隆壽（総務課長）

卯城賢志（総務課課長補佐）

松村美紀（総務課庶務係長）

#### 4 議事

##### (1) 新委員紹介及び挨拶

新たに委員を委嘱された水野谷幸夫委員（釧路地方検察庁）が委員会庶務から紹介され、挨拶をした。

##### (2) 釧路地方裁判所の裁判員裁判の運用状況等について

ア 裁判員裁判の判決文及び新聞記事について意見交換をしながら，金子刑事部総括判事が判決における量刑判断について説明をした（発言の要旨は別紙の1のとおり）。

イ 長沼刑事首席書記官が裁判員等の選任手続について説明をした後，意見交換をした（発言の要旨は別紙の2のとおり）。

##### (3) 平成22年度における釧路地方裁判所の事件動向について

民事事件につき小西委員が，刑事事件につき金子刑事部総括判事がそれぞれ報告をした。

##### (4) 「地裁・家裁委員会に提言する市民の会，司法改革大阪各界懇談会」からのアンケート調査について

標記の団体からのアンケート調査に対し，回答することで了承された。

##### (5) 地方・家庭裁判所委員会通信紙『まりも』の改訂について

標記の通信紙に議事概要を掲載することをやめ，委員からの寄稿や裁判所からの情報提供等を掲載することで了承された。

##### (6) 次回の議題

「利用しやすい裁判所～司法制度改革審議会意見書提出後10年を経過して」

##### (7) 次回日時

平成23年7月13日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

（家庭裁判所委員会と合同開催することで調整）

(別紙)

## 意見交換における発言の要旨

### 1 裁判員裁判の判決及び新聞記事について

委員長： 本日、裁判員裁判の分かりやすさについて意見交換をするため、実際に当庁で行われた裁判員裁判の判決の一部及び新聞記事を事前に送付した。まず、判決を読んだ感想や内容が分かりやすくなっているかどうかについて、意見を伺いたい。

委員： 判決というものを初めて読んだので、裁判員裁判が始まる前の判決から改善されたかどうかまでは分からないが、判決は一般の方にも分かるように書かれていると思う。

委員： 判決の中で「酌むべき」という単語が何度も使われている。ある意味、裁判所の専門用語だと思う。

また、事情が良く分からない部分があった。例えば「暴言」という文言があったが、その具体的な内容が記載されていないため、大体の事情しか分からなかった。具体的な内容について簡潔明瞭に記載されていた方が分かりやすい。

全体的には、論点がきちんと段階的に記載されており、丁寧に分かりやすく書かれている。

委員： 28年程前、私は警察司法担当の記者で、裁判関係の取材もしていた。当時は、傍聴をしても法廷での言葉のやりとりがよく分からず、判決を見ても文章が分からなかった。解釈が全く逆になる可能性もあったので、裁判所職員に解説してもらっていた。その頃と比較すると、現在の判決には日常的な表現が使われており、格段に読みやすい。法律知識があまりない方でも内容が分かると思う。

それでも、部分的に日常的ではない表現が残っている。例えば「残

忍なものといわなければならない。」は、一般的には「残忍なものである。」と表現されると思う。当事者としての表現ではなく、客観的な表現であることは分かるが、距離感がある。

委員： 判決を初めて読んだが、素人の私でも一通りは理解できたつもりである。判決を読んだ後、同じように新聞記事を読んで、より深く理解できた。

委員： 字面及び字句の中に独特の言い回しがあり、読みづらいところもあったが、読んで読めないことはない。漢字が多いのはたぶん伝統なのだろうから仕方ないと思う。文章の流れとしては、理由の後に結論が記載されており、何の違和感もなく読める。私も読み手を説得したいときには、このような論調で文書を作成している。

量刑の理由を読んで、量刑を決める際の裁判員の苦労がうかがえた。自分が裁判員になったときにはどうしたらいいのか分からない。量刑を決める際、様々な事情を知ることにより感情移入して、考えがぶれてしまうかもしれない。

委員： 文章は読みやすい。むしろもっと難しいものだと思っていた。私としては、文章の途中に「なるほど」と入っている部分が気になった。先ほど、判決に具体的な内容が記載されていないため、詳細な事情が分からないという指摘があったが、普段、一般の方は判決ではなく新聞記事を読むので、判決としてはこれでいいという感じがする。

委員： 未決勾留日数の算入方法については分からないが、判決の文章は全部理解できる。私も、判決をより理解するためには、もっと具体的な内容を記載した方が良く思う。

委員： 量刑の理由において、結論に至るまでの流れは、「残忍」→「しかし事情がある」→「だけど悪質な犯行」→「でもまた他方で事情がある」となっており、少し分かりづらい。もう少し明確にポイントを整

理すると分かりやすいと思う。

委員長： 量刑の理由をどのように記載するかは悩むところである。日本の刑法は幅が広い。例えば、殺人罪については、刑法上の規定では「死刑又は無期若しくは5年以上の懲役」である。非常に広い幅の中からその量刑を選択した理由を書くのは大変だと思う。

委員： 今、他の委員の意見を聞いていたが、違和感があるという指摘を受けていた表現や文言については、検察官もよく使うものである。検察官も論告の表現について、もっと検討した方が良いと思った。判決は、昔は一文がもっと長かったが、現在は一文が短くなり、本当に分かりやすくなったと思う。

委員： 昔の判決は一般の方には分かりづらかったが、現在の判決はずいぶん分かりやすくなっていると思った。

私は裁判員裁判の弁護人を経験したことがないが、経験のある弁護士に話を聞くと、裁判員裁判が始まってからは、やはり裁判員を意識して、例えば、被告人にとってマイナスイメージの要素があっても、その背景事情や境遇などを裁判員に分かってもらうことに力を入れているとのことである。この判決にも被告人の抱えていた事情が記載されており、おそらく弁護人の主張を反映したものになっているのだと思う。

委員長： 次に、新聞記事を見ていただきたい。記者は、同じ裁判を傍聴して、同じ判決要旨を受け取って記事を書いているが、各新聞社によって、少しずつ記事の内容が異なるものとなっている。判決及び各新聞社の新聞記事を読んでの感想を伺いたい。

委員： 新聞記者は裁判傍聴をしているので、記事の中に弁護側の具体的な主張等が記載されている。判決を読んだ後に記事を読むと、判決に記載されていた内容をより理解することができる。

記者会見についての新聞記事の中で、補充裁判員が「感情的にならないようにした」と話した旨の記事があった。いつか自分が裁判員になったときにはそうありたいと思う。

委員： 「犯行が残忍なので執行猶予を退けた」という内容の新聞記事があった。素直に読めば、なるほどという感じであるが、判決と読み比べると、判決の結論を擁護している記事の書き方だと思った。

委員： 判決全体がかなり長い中で、記者がどの要素をとるかにより、記事の内容は異なるので、同じ裁判の記事であっても、被告人にやや厳しめだったり、逆にやや同情的であるような差が出てくるのだと思う。

## 2 裁判員等の選任手続について

委員長： 釧路地方裁判所は、管轄地域が広大なことから、午後から裁判員選任手続を開始している。このような工夫をしているが、それでも遠隔地から出席する裁判員候補者については宿泊が必要な状況である。裁判員等の選任に関する質問や意見はあるか。

委員： 今朝の新聞に、裁判員裁判の判決後の裁判員経験者に対する記者会見は、国民誰もが選ばれる裁判員制度について理解を広めることが目的なのに、2次会見の参加者数が1号事件3人、2号事件と3号事件0人、4号事件1人と激減した旨の記事があった。やはり遠隔地に住んでいる方は、早く帰宅したいという理由で、記者会見に参加しないのだと思う。

委員： 事件の内容によっては、裁判官1人、裁判員4人で合議体を構成できると法律で規定されているが、今まで全国的にそのような合議体で裁判員裁判を実施した例はあるか。

説明者： そのような例は聞いていない。裁判所の裁量により、裁判官1人、裁判員4人の合議体を構成して審理及び裁判をする旨の決定ができる

が、現状では、裁判官3人、裁判員6人の合議体で実施している。

委員：今は裁判員裁判が始まったばかりなので、裁判官3人、裁判員6人の合議体で実施していると思う。将来的には、事件の内容に応じ、裁判官1人、裁判員4人の合議体で裁判員裁判を実施していった方がよい。

以上